商品概要説明書

給与振込指定者専用金利上乗せ定期貯金

	(令和6年10月1日現在)
商品名	・給与振込指定者専用金利上乗せ定期貯金
	(愛称: J Aマル得定期貯金)
ご利用いただける方	・個人のみ
	(当店で給与の受取をされている方)
U n ===	(当店で新たに給与の受取を開始される方)
期間	・1年の定型方式 ※自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いはできません。
預入方法	※自動極航(几金極航または九州金極航)の収扱いはくさません。
(1)預入方法	•一括預入
(2)預入金額	1円以上 100 万円以内
	(「セレサひまわり会専用定期貯金」と合算で500万円以内とし、お一人さま100万円を限
	度とします。)
(3)預入単位	・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息	
(1) 適用金利	・預入時の「スーパー定期貯金<単利型>」の店頭表示利率に 0.2%を上乗せした利率を
	満期日まで適用します。
	・預入期間中に給与振込口座の指定が継続されない場合は、預入時の「スーパー定期貯金
 (2) 利払頻度	<単利型>」の店頭表示利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。
(2) 利益頻度 (3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4)税 金	・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の源泉分離課税となります。
	※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5) 金利情報の入手方法	
手数料	
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
	・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利
	用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利
	用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計
	算した利息とともに払い戻します。
	(1) 6か月未満 解約日における普通貯金利率 作中利率 (50)
哈 人 11 哈里	(2) 6か月以上1年未満 約定利率×50% ・保護対象
貯金保険制度 (公的制度)	* 休護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の
(公司司司)及)	2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、
	決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本
	1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当
紛争解決措置の内容	JA本支店または総合リスク管理室(電話:044-877-2186)にお申し出
	ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅
	速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付
	けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用で ままま トラン L A ※ 会 リスク管理 写または L A ※ となれままによりまし
	きます。上記当 J A総合リスク管理室または J Aバンク相談所にお申し出ください。
	神奈川県弁護士会紛争解決センター (電話:045-211-7716)
 その他参考となる	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。
事項	・総合口座の担保に組み入れはできません。
	<u> </u>